



鳥取県公報

平成12年4月21日(金)
号外第47号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	平成11年度鳥取県一般会計補正予算等(財政課)..... 1
	平成12年度鳥取県一般会計予算等(〃).....25

告 示

鳥取県告示第284号

平成12年2月定例県議会で3月13日議決された平成11年度鳥取県一般会計補正予算、平成11年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県県営林事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成11年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、平成11年度鳥取県営電気事業会計補正予算、平成11年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、平成11年度鳥取県営埋立事業会計補正予算及び平成11年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成12年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成11年度鳥取県一般会計補正予算

平成11年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,358,854千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ461,423,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県	税	54,709,371	2,264,931	56,974,302
	1 県 民 税	12,482,830	851,407	13,334,237
	2 事 業 税	12,525,812	1,994,123	14,519,935
	3 地 方 消 費 税	7,029,836	△ 434,448	6,595,388
	4 不 動 産 取 得 税	2,431,552	△ 231,939	2,199,613
	5 県 た ば こ 税	1,215,566	△ 260	1,215,306
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	333,433	△ 5,571	327,862
	7 特 別 地 方 消 費 税	689,111	△ 100,759	588,352
	8 自 動 車 税	8,065,605	△ 115,770	7,949,835
	9 鉱 区 税	1,184	△ 180	1,004
	10 狩 猟 者 登 録 税	13,783	368	14,151
	11 自 動 車 所 得 税	2,372,932	△ 169,975	2,202,957
	12 軽 油 引 取 税	7,537,871	477,522	8,015,393
	13 入 猟 税	9,856	413	10,269
2 地方消費税清算金		12,078,905	△ 164,393	11,914,512
	1 地方消費税清算金	12,078,905	△ 164,393	11,914,512
3 地方譲与税		1,499,408	24,099	1,523,507
	1 地方道路譲与税	1,324,259	25,157	1,349,416
	2 石油ガス譲与税	167,622	△ 1,322	166,300
	3 航空機燃料譲与税	7,527	264	7,791
4 地方特例交付金		380,000	173,009	553,009
	1 地方特例交付金	380,000	173,009	553,009
5 地方交付税		157,840,212	5,726,213	163,566,425
	1 地方交付税	157,840,212	5,726,213	163,566,425
7 分担金及び負担金		5,744,362	△ 30,057	5,714,305
	1 分 担 金	431,129	9,259	440,388
	2 負 担 金	5,313,233	△ 39,316	5,273,917
8 使用料及び手数料		5,762,463	△ 108,805	5,653,658

	1 使 用 料	4,441,804	△ 72,170	4,369,634
	2 手 数 料	1,320,659	△ 36,635	1,284,024
9 国 庫 支 出 金		97,877,280	△ 3,164,764	94,712,516
	1 国 庫 負 担 金	25,683,649	△ 1,691,985	23,991,664
	2 国 庫 補 助 金	71,053,064	△ 1,415,436	69,637,628
	3 委 託 金	1,140,567	△ 57,343	1,083,224
10 財 産 収 入		4,176,062	△ 209,491	3,966,571
	1 財 産 運 用 収 入	871,050	△ 193,778	677,272
	2 財 産 売 払 収 入	3,305,012	△ 15,713	3,289,299
11 寄 附 金		12,209	6,017	18,226
	1 寄 附 金	12,209	6,017	18,226
12 繰 入 金		14,201,765	△13,723,898	477,867
	1 特 別 会 計 繰 入 金	311,075	△ 35,995	275,080
	2 基 金 繰 入 金	13,890,690	△13,687,903	202,787
14 諸 収 入		56,153,136	△10,894,715	45,258,421
	2 県 預 金 利 子	176,668	△ 70,330	106,338
	4 貸 付 金 元 利 収 入	46,363,434	△10,869,176	35,494,258
	5 受 託 事 業 収 入	898,978	△ 92,079	806,899
	6 収 益 事 業 収 入	1,729,363	60,300	1,789,663
	8 雑 入	4,918,283	76,570	4,994,853
15 県 債		64,078,000	4,743,000	68,821,000
	1 県 債	64,078,000	4,743,000	68,821,000
歳 入 合 計		476,782,272	△15,358,854	461,423,418

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,137,394	△ 92,136	1,045,258
	1 議 会 費	1,137,394	△ 92,136	1,045,258
2 総 務 費		33,189,918	1,370,964	34,560,882
	1 総 務 管 理 費	15,660,714	427,680	16,088,394
	2 企 画 費	10,382,427	933,274	11,315,701

	3 徴 税 費	2,146,915	5,951	2,152,866
	4 市 町 村 振 興 費	2,794,802	164,579	2,959,381
	5 選 挙 費	479,347	△ 93,162	386,185
	6 防 災 費	919,806	△ 19,428	900,378
	7 統 計 調 査 費	497,424	△ 44,929	452,495
	8 人 事 委 員 会 費	134,508	△ 7,500	127,008
	9 監 査 委 員 費	173,975	4,499	178,474
3 民 生 費		38,365,483	△ 771,304	37,594,179
	1 社 会 福 祉 費	24,291,044	△ 323,379	23,967,665
	2 児 童 福 祉 費	12,269,169	△ 450,546	11,818,623
	3 生 活 保 護 費	1,800,971	1,912	1,802,883
	4 災 害 救 助 費	4,299	709	5,008
4 衛 生 費		12,507,049	△ 409,111	12,097,938
	1 公 衆 衛 生 費	2,889,755	△ 38,289	2,851,466
	2 環 境 衛 生 費	1,794,010	△ 71,263	1,722,747
	3 保 健 所 費	1,755,108	△ 5,173	1,749,935
	4 医 薬 費	6,068,176	△ 294,386	5,773,790
5 勞 働 費		2,303,101	△ 75,846	2,227,255
	1 勞 政 費	1,480,661	△ 45,033	1,435,628
	2 職 業 訓 練 費	694,437	△ 30,813	663,624
6 農 林 水 産 業 費		65,168,686	△ 1,640,233	63,528,453
	1 農 業 費	12,025,192	△ 918,062	11,107,130
	2 畜 産 業 費	2,971,131	△ 29,256	2,941,875
	3 農 地 費	27,456,174	△ 204,519	27,251,655
	4 林 業 費	15,602,908	△ 571,094	15,031,814
	5 水 産 業 費	7,113,281	82,698	7,195,979
7 商 工 費		49,838,325	△ 11,783,878	38,054,447
	1 商 業 費	41,665,053	△ 10,700,829	30,964,224
	2 工 鉱 業 費	7,044,276	△ 1,076,052	5,968,224
	3 観 光 費	1,128,996	△ 6,997	1,121,999

8	土 木 費		109,513,905	706,391	110,220,296
	1	土 木 管 理 費	1,140,757	△ 255,511	885,246
	2	道 路 橋 り よ う 費	60,817,912	655,743	61,473,655
	3	河 川 海 岸 費	24,104,231	928,102	25,032,333
	4	港 湾 費	3,772,449	210,203	3,982,652
	5	都 市 計 画 費	13,575,640	△ 211,706	13,363,934
	6	住 宅 費	6,102,916	△ 620,440	5,482,476
9	警 察 費		19,220,936	△ 239,439	18,981,497
	1	警 察 管 理 費	16,938,529	△ 221,724	16,716,805
	2	警 察 活 動 費	2,282,407	△ 17,715	2,264,692
10	教 育 費		76,797,135	△ 2,086,670	74,710,465
	1	教 育 総 務 費	3,751,288	△ 216,340	3,534,948
	2	小 学 校 費	25,417,833	△ 590,987	24,826,846
	3	中 学 校 費	13,559,872	△ 129,352	13,430,520
	4	高 等 学 校 費	19,731,851	△ 718,566	19,013,285
	5	特 殊 学 校 費	5,631,414	△ 336,921	5,294,493
	6	社 会 教 育 費	4,407,602	△ 26,826	4,380,776
	7	保 健 体 育 費	4,297,275	△ 67,678	4,229,597
11	災 害 復 旧 費		6,426,717	△ 3,352,428	3,074,289
	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,569,733	△ 1,699,410	870,323
	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,856,984	△ 1,653,018	2,203,966
12	公 債 費		46,262,134	3,572,448	49,834,582
	1	公 債 費	46,262,134	3,572,448	49,834,582
13	諸 支 出 金		15,901,489	△ 557,612	15,343,877
	1	公 営 企 業 支 出 金	56,900	△ 5,000	51,900
	2	地 方 消 費 税 清 算 金	6,966,576	△ 404,967	6,561,609
	3	利 子 割 交 付 金	649,833	63,823	713,656
	4	地 方 消 費 税 交 付 金	6,056,601	△ 83,197	5,973,404
	5	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	233,403	△ 2,132	231,271
	6	特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	344,556	△ 35,590	308,966

	7 自動車取得税交付金	1,589,175	△ 94,575	1,494,600
	8 利子割精算金	4,445	4,026	8,471
歳 出 合 計		476,782,272	△15,358,854	461,423,418

第2表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
2 総務費	1 総務管理費	県庁舎機械室等改修事業費	1,496,200	9	260,900	1,464,582	9	260,900
				10	1,089,982		10	1,089,982
				11	145,318		11	113,700
		西部総合事務所耐震改修事業費	146,000	10	58,400	140,165	10	58,400
				11	87,600		11	81,765
		3 民生費	2 福祉児童費	こどもの国整備事業費	1,524,668	10	798,338	1,524,668
	11				726,330	11	654,040	
	12				0	12	72,290	
7 商工費	2 工鉱業費	産業技術センター整備推進事業費	4,004,536	9	7,160	3,834,864	9	7,160
				10	2,159,374		10	2,159,374
				11	1,838,002		11	1,668,330
9 警察費	1 警察管理費	科学捜査研究所別棟建設費	477,528	10	165,966	428,427	10	165,966
				11	311,562		11	262,461
10 教育費	4 高等学校等費	米子高等学校整備費	744,285	10	45,149	706,498	10	45,149
				11	699,136		11	661,349
		鳥取東高等学校整備費	726,398	10	78,220	668,636	10	78,220
				11	648,178		11	590,416
		倉吉東高等学校整備費	621,044	10	182,604	555,456	10	182,604
				11	438,440		11	372,852

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	高度情報化推進費	358,532
		県民文化会館周辺整備事業費	67,870
3 民生費	1 社会福祉費	同和対策事業費	66,035
		在宅福祉推進費	412,816
	2 児童福祉費	児童福祉施設設置費	4,080
		こどもの国整備事業費	50,000
4 衛生費	1 公衆衛生費	社会復帰対策事業費	60,371
		2 環境衛生費	公園等施設整備事業費
6 農林水産業費	1 農業費	とっとり花回廊管理運営費	37,087
		山村振興農林漁業対策事業費	40,929
		うるおいのある村づくり対策事業費	10,597
		小規模零細地域対策事業費	22,908
		農業構造改善事業費	279,300
		農業生産体制強化総合推進対策事業費	66,058
	2 畜産業費	資源有効利用畜産促進対策事業費	39,287
		畜産基盤再編総合整備事業費	112,945
	3 農地費	小規模零細地域農業基盤整備事業費	45,007
		国営幹線水路受託事業費	771
		県営農業集落排水事業費	20,022
		農村活性化住環境整備事業費	31,038
	5 水産業費	漁港局部改良事業費	49,960
		漁港関連道整備事業費	200
漁業集落環境整備事業費		101,650	
漁港関係事業助成費		28,302	
7 商工費	2 工鉱業費	旧岩美鉱山鉱害防止事業費	35,157
		旧岩美鉱山新澱物堆積場建設費	12,554
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕費	215,878

		防災幹線道路整備事業費	205,000
		単県橋りょう整備事業費	3,800
		地方特定道路整備事業費	136,200
	3 河川海岸費	河川修繕費	67,533
		日本電信電話等受託事業費	330
		治水ダム建設事業費	66,500
		生活貯水池整備事業費	205,100
	4 港湾費	境港管理組合費	12,296
		鳥取空港整備関連事業費	7,300
	5 都市計画費	緊急地方道路整備事業費	430,998
		単県街路事業費	194,560
		市町村受託事業費	350
	6 住宅費	まちづくり推進事業指導監督費	87
		県営住宅維持管理費	7,499
		公営住宅建設事業指導監督費	3,500
9 警察費	1 警察管理費	財産管理費	481,656
		施設新営費	67,300
	2 警察活動費	交通安全施設整備費	35,100
10 教育費	4 高等学校費	高校教育改革整備事業費	68,110
	6 社会教育費	文化振興費	40,000
		妻木晩田遺跡整備(保存・活用)事業費	16,850
	7 保健体育費	既設武道館改修費	57,990
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	11年林道施設災害復旧費	27,650
		11年漁港施設災害復旧費	26,400
	2 土木施設災害復旧費	9年建設災害復旧費	2,000
		10年建設災害復旧費	129,000
計			4,593,986

変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	施 設 福 祉 推 進 費	184,602	542,332
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	中 山 間 地 域 国 土 保 全 強 化 総 合 対 策 特 別 事 業 費	30,000	34,502
		草 地 畜 産 活 性 化 特 別 対 策 事 業 費	14,637	56,188
	3 農 地 費	県 営 畑 地 帯 総 合 整 備 事 業 費	192,100	302,620
		県 営 ほ 場 整 備 事 業 費	638,820	739,420
		県 営 土 地 改 良 総 合 整 備 事 業 費	213,000	277,300
		揮 発 油 税 財 源 身 替 農 道 整 備 事 業 費	386,050	718,960
		広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 費	817,000	995,000
		県 営 一 般 農 道 整 備 事 業 費	17,880	54,630
		基 盤 整 備 促 進 事 業 費	32,984	68,351
		県 単 土 地 改 良 事 業 費	12,000	71,422
		ふ る さ と 農 道 緊 急 整 備 事 業 費	607,175	1,047,675
		県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業 費	907,356	1,002,216
		中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業 費	9,337	15,445
		農 業 集 落 排 水 事 業 費	1,124,595	1,278,460
		棚 田 地 域 緊 急 総 合 整 備 事 業 費	24,393	41,830
		県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費	84,399	105,439
		公 害 防 除 特 別 土 地 改 良 事 業 費	12,600	15,089
		県 営 地 す べ り 対 策 事 業 費	29,400	62,500
		県 営 農 業 用 河 川 工 作 物 応 急 対 策 事 業 費	28,350	45,500
		4 林 業 費	林 産 振 興 費	416
	造 林 事 業 費		114,533	301,140
	林 道 開 設 事 業 費		830,401	1,102,257
	林 業 地 域 総 合 整 備 事 業 費		260,751	270,653
ふ る さ と 林 道 緊 急 整 備 事 業 費	1,055,122		1,434,727	
一 般 治 山 事 業 費	514,371		979,683	
5 水 産 業 費	漁 港 修 築 事 業 費	360,000	480,700	
	漁 港 改 修 事 業 費	78,000	121,100	

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路補修事業費	1,203,700	1,477,990	
		積雪寒冷対策道路事業費	90,600	109,600	
		緊急地方道路整備事業費	437,600	1,118,970	
		道路改良事業費	1,435,000	2,538,880	
		単県道路改良事業費	94,540	191,980	
		緊急地方道路整備事業費	220,600	1,257,300	
		ふるさとづくり事業費	40,800	277,700	
		地方特定道路整備事業費	132,800	1,798,300	
		橋りょう維持修繕費	268,200	347,125	
		橋りょう整備事業費	734,400	1,335,200	
		緊急地方道路整備事業費	140,600	329,120	
		日本電信電話等受託事業費	7,938	5,878	
	3 河川海岸費	砂防維持修繕費	73,500	93,020	
		河川改良事業費	669,280	912,252	
		河川局部改良事業費	179,232	259,335	
		河川環境整備事業費	176,085	180,765	
		河川改修事業費	150,500	178,280	
		市町村受託事業費	5,400	32,053	
		通常砂防事業費	1,024,920	1,650,760	
		火山砂防事業費	226,700	293,700	
		地すべり対策事業費	117,000	168,000	
		雪崩対策事業費	22,000	128,900	
		急傾斜地崩壊対策事業費	221,145	486,065	
		単県急傾斜地崩壊対策事業費	63,000	72,940	
	4 港 湾 費	堰堤改良事業費	287,500	243,050	
		海岸堤防修築事業費	86,400	104,320	
	5 都市計画費	港湾修築事業費	306,000	342,720	
		街路事業費	102,590	207,890	
		地方特定道路整備事業費	145,983	278,804	
			広域公園整備事業費	58,000	84,000

		公共下水道過疎代行事業費	34,000	183,116
	6 住 宅 費	公営住宅建設事業費	322,188	940,554
11 災害復旧費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11年建設災害復旧費	153,000	569,555
計			17,811,473	30,367,790

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
主要地方道鳥取港線橋りょう整備 工事(千代橋上部工)	平成12年度	170,000 <small>千円</small>
道路新設改良費	平成12年度	532,000
港湾建設費	平成12年度	100,000

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
林 道 費	平成12年度	246,000 <small>千円</small>	林 道 費	平成12年度	258,000 <small>千円</small>

第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
財 産 管 理 費	152,000 <small>千円</small>		%		137,000 <small>千円</small>		%	
計 画 調 査 費	4,322,000				4,457,000			
防 災 総 務 費	377,000				368,000			
社 会 福 祉 総 務 費	279,000				267,000			
老 人 福 祉 施 設 費	570,000				565,000			
児 童 福 祉 総 務 費	1,219,000				913,000			
環 境 保 全 費	234,000				246,000			
農 地 総 務 費	271,000				450,000			
土 地 改 良 費	5,280,000				5,204,000			
農 地 防 災 事 業 費	129,000				126,000			
林 道 費	3,135,000				3,070,000			
漁 港 建 設 費	1,626,000				1,614,000			
金 融 対 策 費	1,800,000				708,000			

中小企業振興費	1,635,000				1,463,000			
道路橋りょう総務費	492,000				472,000			
道路維持費	1,850,000				1,925,000			
道路新設改良費	11,986,000				12,323,000			
橋りょう新設改良費	1,850,000				1,529,000			
河川総務費	236,000				222,000			
河川改良費	3,379,000				3,795,000			
砂防費	4,685,000				4,764,000			
港湾建設費	651,000				673,000			
街路事業費	3,583,000				3,853,000			
公園費	641,000				601,000			
下水道費	65,000				64,000			
高等学校施設 設備整備費	281,000				1,114,000			
社会教育総務費	105,000				0			
文化財保護費	18,000				17,000			
体育施設費	2,084,000				2,126,000			
林道施設災害復旧費	29,000				0			
治山施設災害復旧費	106,000				7,000			
治山施設等 災害関連事業費	195,000				0			
建設災害復旧費	1,019,000				615,000			
港湾災害復旧費	58,000				0			
空港災害復旧費	11,000				0			
直轄道路事業費	2,470,000				6,791,000			
直轄河川事業費	760,000				1,360,000			
直轄海岸保全事業費	117,000				139,000			
直轄砂防事業費	263,000				341,000			
直轄ダム事業費	496,000				574,000			
直轄港湾事業費	110,000				148,000			
直轄災害復旧費	249,000				53,000			
平成11年度県民 税等減税補てん債	309,000				473,000			

身 体 障 害 者 福 祉 施 設 費	0			303,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より資金運 用部、郵政 省その他よ り借入れす るものとし る。ただし、 事業又は県 財政の都合 により起債 額の全部又 は一部を翌 年度に繰り 延べて起債 することが できる。	10 以内	借入年度か ら1年すえ 置き、じ後 29年度間に 償還するも のとする。 ただし、県 財政その他 の都合によ りすえ置き 及び償還年 限を短縮又 は延長して 起債し、あ るいはすえ 置き又は償 還期間中 あっても償 還年限を短 縮し、延長 し、又は繰 上償還を行 い、若しく は借換えす ることがで きるもの とする。
計	64,078,000			68,821,000			

平成11年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,802千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,063,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 収 入		1,102,846	△ 42,802	1,060,044
	3 集 中 管 理 事 業 収 入	461,597	△ 42,802	418,795
歳 入 合 計		1,105,877	△ 42,802	1,063,075

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		1,105,877	△ 42,802	1,063,075
	3 集 中 管 理 事 業 費	461,597	△ 42,802	418,795
歳 出 合 計		1,105,877	△ 42,802	1,063,075

平成11年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455,924千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,689,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		294,268	△ 27,127	267,141
	1 一 般 会 計 繰 入 金	294,268	△ 27,127	267,141
2 繰 越 金		350,686	140,702	491,388
	1 繰 越 金	350,686	140,702	491,388
3 諸 収 入		1,135,878	△ 524,769	611,109
	1 県 預 金 利 子	292	801	1,093
	2 貸 付 金 元 利 収 入	1,135,586	△ 525,570	610,016
4 県 債		364,730	△ 44,730	320,000
	1 県 債	364,730	△ 44,730	320,000
歳 入 合 計		2,145,562	△ 455,924	1,689,638

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費		2,145,562	△ 455,924	1,689,638
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	2,145,562	△ 455,924	1,689,638
歳 出 合 計		2,145,562	△ 455,924	1,689,638

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化 資金貸付金	364,730		%		320,000		%	
計	364,730				320,000			

平成11年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,290千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,606千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		3,105	△ 3,105	0
	1 国 庫 貸 付 金	3,105	△ 3,105	0
2 繰 入 金		9,635	△ 3,084	6,551
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,635	△ 3,084	6,551
3 繰 越 金		45,134	29,952	75,086
	1 繰 越 金	45,134	29,952	75,086
4 諸 収 入		181,022	△ 29,053	151,969
	1 貸 付 金 元 利 収 入	181,017	△ 29,543	151,474
	2 県 預 金 利 子	3	243	246
	3 雑 収 入	2	247	249
歳 入 合 計		238,896	△ 5,290	233,606

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		238,896	△ 5,290	233,606
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	238,896	△ 5,290	233,606
歳 出 合 計		238,896	△ 5,290	233,606

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
農 業 改 良 資 金 貸 付 金	3,105		%		0		%	
計	3,105				0			

平成11年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81,148千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		2,178	△ 1,259	919
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,178	△ 1,259	919
2 繰 越 金		72,301	△ 52,190	20,111
	1 繰 越 金	72,301	△ 52,190	20,111
3 諸 収 入		27,699	△ 27,699	0
	1 貸 付 金 元 利 収 入	27,697	△ 27,697	0
	2 県 預 金 利 子	1	△ 1	0
	3 雑 収 入	1	△ 1	0
歳 入 合 計		102,178	△ 81,148	21,030

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費		102,178	△ 81,148	21,030
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	102,178	△ 81,148	21,030
歳 出 合 計		102,178	△ 81,148	21,030

平成11年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,511千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ381,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		25,610	16,269	41,879
	1 国 庫 補 助 金	25,610	16,269	41,879
2 財 産 収 入		5,151	△ 1,829	3,322
	1 財 産 売 払 収 入	4,951	△ 1,829	3,122
3 繰 入 金		254,479	△ 32,564	221,915
	1 一 般 会 計 繰 入 金	254,479	△ 32,564	221,915
4 繰 越 金		1	6,320	6,321
	1 繰 越 金	1	6,320	6,321
5 諸 収 入		49,732	7,293	57,025
	2 雑 収 入	49,629	7,293	56,922
6 県 債		56,000	△ 5,000	51,000
	1 県 債	56,000	△ 5,000	51,000
歳 入 合 計		390,973	△ 9,511	381,462

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 営 林 事 業 費		266,401	△ 9,094	257,307
	1 職 員 費	120,484	△ 7,700	112,784
	2 保 育 事 業 費	113,179	△ 166	113,013
	5 管 理 事 業 費	29,518	△ 1,228	28,290
2 公 債 費		124,572	△ 417	124,155
	1 公 債 費	124,572	△ 417	124,155

歳 出 合 計	390,973	△	9,511	381,462
---------	---------	---	-------	---------

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 県 営 林 事 業 費	2 保 育 事 業 費	保 育 事 業 費	5,660 ^{千円}
計			5,660

第3表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
県 営 林 事 業 費	56,000 ^{千円}		%		51,000 ^{千円}		%	
計	56,000				51,000			

平成11年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,073千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ339,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		177,211 ^{千円}	3,433 ^{千円}	180,644 ^{千円}
	1 使 用 料	177,211	3,433	180,644
2 繰 入 金		144,642	△ 6,592	138,050
	1 一 般 会 計 繰 入 金	144,642	△ 6,592	138,050
3 繰 越 金		1	334	335
	1 繰 越 金	1	334	335
4 諸 収 入		29,140	△ 8,248	20,892
	1 雑 収 入	29,140	△ 8,248	20,892
歳 入 合 計		350,994	△ 11,073	339,921

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		235,145	△ 11,073	224,072
	1 事 業 費	235,145	△ 11,073	224,072
歳 出 合 計		350,994	△ 11,073	339,921

平成11年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		1,588	33	1,621
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,588	33	1,621
2 繰 越 金		67,472	32,528	100,000
	1 繰 越 金	67,472	32,528	100,000
3 諸 収 入		32,530	△ 32,528	2
	1 貸 付 金 元 利 収 入	32,528	△ 32,528	0
歳 入 合 計		101,590	33	101,623

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費		101,590	33	101,623
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	101,590	33	101,623
歳 出 合 計		101,590	33	101,623

平成11年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170,898千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,554,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		899,251	△ 135,961	763,290
	1 負 担 金	899,251	△ 135,961	763,290
2 使用料及び手数料		4	32	36
	1 使 用 料	4	32	36
4 繰 入 金		348,303	△ 38,419	309,884
	1 一 般 会 計 繰 入 金	348,303	△ 38,419	309,884
5 繰 越 金		1	3,705	3,706
	1 繰 越 金	1	3,705	3,706
6 諸 収 入		27,188	△ 255	26,933
	1 雑 収 入	27,188	△ 255	26,933
歳 入 合 計		1,725,747	△ 170,898	1,554,849

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		1,444,727	△ 169,779	1,274,948
	1 流域下水道建設事業費	691,566	△ 74,600	616,966
	2 流域下水道管理事業費	753,161	△ 95,179	657,982
2 公 債 費		281,020	△ 1,119	279,901
	1 公 債 費	281,020	△ 1,119	279,901
歳 出 合 計		1,725,747	△ 170,898	1,554,849

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	180,730
計			180,730

平成11年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ822,109千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		20,630	8,770	29,400
	1 使 用 料	20,630	8,770	29,400
2 財 産 収 入		980,101	△ 934,361	45,740
	1 財 産 運 用 収 入	20	18,329	18,349
	2 財 産 売 払 収 入	980,081	△ 952,690	27,391
3 繰 入 金		6,000	137,757	143,757
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,000	137,757	143,757
4 繰 越 金		1	7,257	7,258
	1 繰 越 金	1	7,257	7,258
5 諸 収 入		1	2,468	2,469
	1 雑 入	1	2,468	2,469
6 県 債		44,000	△ 44,000	0
	1 県 債	44,000	△ 44,000	0
歳 入 合 計		1,050,733	△ 822,109	228,624

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		1,050,733	△ 822,109	228,624
	1 事 業 費	1,050,733	△ 822,109	228,624
歳 出 合 計		1,050,733	△ 822,109	228,624

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	44,000		%		0		%	
計	44,000				0			

平成11年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成11年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,121千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		8,000	△ 8,000	0
	1 国 庫 委 託 金	8,000	△ 8,000	0
2 財 産 収 入		5,042	120	5,162
	1 財 産 売 払 収 入	5,042	120	5,162
3 繰 入 金		274,460	△ 12,096	262,364
	1 一 般 会 計 繰 入 金	274,460	△ 12,096	262,364
4 諸 収 入		3,158	△ 145	3,013
	1 雑 入	3,158	△ 145	3,013
歳 入 合 計		290,660	△ 20,121	270,539

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校水産実習船実習費		290,660	△ 20,121	270,539
	1 県立学校水産実習船実習費	290,660	△ 20,121	270,539
歳 出 合 計		290,660	△ 20,121	270,539

平成11年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成11年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間販売電力量	163,411,000kWh	△20,408,200kWh	143,002,800kWh
(2) 袋川発電所調査費	17,852千円	1,500千円	19,352千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	2,386,386千円	△132,333千円	2,254,053千円
第1項 営業収益	2,381,889千円	△132,333千円	2,249,556千円
	支	出	
第1款 電気事業費	2,298,561千円	△53,838千円	2,244,723千円
第1項 営業費用	1,646,119千円	△94,246千円	1,551,873千円
第2項 営業外費用	652,442千円	40,408千円	692,850千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書を「資本的支出額613,256千円は過年度分損益勘定留保資金608,745千円及び当年度分消費税資本的収支調整額4,511千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	648,456千円	△35,200千円	613,256千円
第1項 建設改良費	98,613千円	△35,200千円	63,413千円

平成11年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 平成11年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,640,170千円	30,000千円	2,670,170千円
第1項 企業債	1,754,000千円	21,000千円	1,775,000千円
第2項 建設助成金	841,900千円	9,000千円	850,900千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,685,472千円	30,000千円	2,715,472千円
第1項 建設改良費	2,653,063千円	30,000千円	2,683,063千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条中「1,754,000千円」を「1,775,000千円」に改める。

平成11年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成11年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 境港外港竹内地区 埋立地売却面積	3.3ヘクタール	△ 2.2ヘクタール	1.1ヘクタール

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 埋立事業収益	917,794千円		△585,372千円		332,422千円
第1項 営業収益	912,207千円		△580,372千円		331,835千円
第3項 他会計からの 長期借入金	5,000千円		△ 5,000千円		0千円
			支	出	
第1款 埋立事業費	1,011,974千円		△611,153千円		400,821千円
第1項 営業費用	1,011,964千円		△611,153千円		400,811千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,533千円は、過年度分損益勘定留保資金190,533千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	支	出	支	出	
第1款 資本的支出	120,573千円		69,960千円		190,533千円
第1項 建設改良費	120,573千円		69,960千円		190,533千円

平成11年度鳥取県営病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成11年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成11年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収	入	支	出	
第1款 病院事業収益	15,064,503千円		△ 650千円		15,063,853千円
第2項 医業外収益	2,147,645千円		△ 650千円		2,146,995千円
			支	出	
第1款 病院事業費用	15,689,017千円		307,615千円		15,996,632千円
第1項 医業費用	15,233,646千円		268,265千円		15,501,911千円
第2項 医業外費用	442,876千円		△ 650千円		442,226千円
第3項 特別損失	12,495千円		40,000千円		52,495千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額301,640千円は過年度分損

益勘定留保資金301,640千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,613,679千円	△179,518千円	2,434,161千円
第1項 出 資 金	816,233千円	△ 833千円	815,400千円
第2項 他会計からの借入金	1,471,722千円	△147,685千円	1,324,037千円
第3項 企 業 債	317,000千円	△ 31,000千円	286,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,767,634千円	△ 31,833千円	2,735,801千円
第1項 建設改良費	363,954千円	△ 31,833千円	332,121千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条中「317,000千円」を「286,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	8,056,730千円	268,265千円	8,324,995千円

鳥取県告示第285号

平成12年2月定例県議会で3月24日議決された平成12年度鳥取県一般会計予算、平成12年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成12年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成12年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成12年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成12年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成12年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、平成12年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成12年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算、平成12年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成12年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、平成12年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成12年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算、平成12年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算、平成12年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算、平成12年度鳥取県営電気事業会計予算、平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、平成12年度鳥取県営埋立事業会計予算及び平成12年度鳥取県営病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成12年4月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成12年度鳥取県一般会計予算

平成12年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,040,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第

3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	55,410,817 ^{千円}
	1 県 民 税	15,260,289
	2 事 業 税	11,545,712
	3 地 方 消 費 税	6,766,541
	4 不 動 産 取 得 税	2,180,453
	5 県 た ば こ 税	1,246,149
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	288,992
	7 特 別 地 方 消 費 税	59,085
	8 自 動 車 税	8,067,031
	9 鉱 区 税	1,003
	10 狩 猟 者 登 録 税	14,035
	11 自 動 車 取 得 税	2,130,747
	12 軽 油 引 取 税	7,840,714
	13 入 猟 税	10,066
2 地 方 消 費 税 清 算 金		12,335,758
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,335,758
3 地 方 譲 与 税		1,531,740
	1 地 方 道 路 譲 与 税	1,360,097
	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	164,089
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	7,554

4 地 方 特 例 交 付 金		430,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	430,000
5 地 方 交 付 税		170,304,000
	1 地 方 交 付 税	170,304,000
6 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		270,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	270,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,866,895
	1 分 担 金	313,407
	2 負 担 金	4,553,488
8 使 用 料 及 び 手 数 料		7,716,707
	1 使 用 料	6,399,302
	2 手 数 料	1,317,405
9 国 庫 支 出 金		89,757,181
	1 国 庫 負 担 金	25,455,105
	2 国 庫 補 助 金	62,466,109
	3 委 託 金	1,835,967
10 財 産 収 入		935,500
	1 財 産 運 用 収 入	710,708
	2 財 産 売 払 収 入	224,792
11 寄 附 金		8,107
	1 寄 附 金	8,107
12 繰 入 金		16,474,447
	1 特 别 会 計 繰 入 金	626,107
	2 基 金 繰 入 金	15,848,340
13 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
14 諸 収 入		45,334,848
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	105,172
	2 県 預 金 利 子	55,815
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	1,685,438

	4 貸 付 金 元 利 収 入	37,509,210
	5 受 託 事 業 収 入	1,101,716
	6 収 益 事 業 収 入	1,745,648
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	5,447
	8 雑 入	3,126,402
15 県	債	54,564,000
	1 県 債	54,564,000
歳 入 合 計		460,040,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,107,632
	1 議 会 費	1,107,632
2 総 務 費		41,723,577
	1 総 務 管 理 費	16,198,175
	2 企 画 費	17,073,936
	3 徴 税 費	2,136,088
	4 市 町 村 振 興 費	2,969,679
	5 選 挙 費	620,612
	6 防 災 費	1,719,439
	7 統 計 調 査 費	687,490
	8 人 事 委 員 会 費	134,295
	9 監 査 委 員 費	183,863
3 民 生 費		37,465,539
	1 社 会 福 祉 費	25,104,671
	2 児 童 福 祉 費	10,508,207
	3 生 活 保 護 費	1,843,947
	4 災 害 救 助 費	8,714
4 衛 生 費		11,923,286
	1 公 衆 衛 生 費	2,996,521
	2 環 境 衛 生 費	1,594,907

	3 保 健 所 費	1,777,972
	4 医 薬 費	5,553,886
5 勞 働 費		1,621,898
	1 勞 政 費	801,553
	2 職 業 訓 練 費	690,730
	3 勞 働 委 員 会 費	129,615
6 農 林 水 産 業 費		60,704,156
	1 農 業 費	14,907,376
	2 畜 産 業 費	2,737,040
	3 農 地 費	22,788,555
	4 林 業 費	13,780,142
	5 水 産 業 費	6,491,043
7 商 工 費		42,811,044
	1 商 業 費	34,737,471
	2 工 鉦 業 費	6,892,966
	3 観 光 費	1,180,607
8 土 木 費		90,971,822
	1 土 木 管 理 費	925,196
	2 道 路 橋 り よ う 費	50,125,284
	3 河 川 海 岸 費	20,756,937
	4 港 湾 費	3,482,224
	5 都 市 計 画 費	10,417,194
	6 住 宅 費	5,264,987
9 警 察 費		19,313,693
	1 警 察 管 理 費	17,378,833
	2 警 察 活 動 費	1,934,860
10 教 育 費		76,912,350
	1 教 育 総 務 費	3,932,617
	2 小 学 校 費	25,659,400
	3 中 学 校 費	13,453,985

	4 高等学校費	20,999,708
	5 特殊学校費	5,267,612
	6 社会教育費	4,720,568
	7 保健体育費	2,878,460
11 災害復旧費		4,978,857
	1 農林水産施設災害復旧費	1,747,279
	2 土木施設災害復旧費	3,231,578
12 公債費		53,495,717
	1 公債費	53,495,717
13 諸支出金		16,860,429
	1 公営企業支出金	93,184
	2 地方消費税清算金	6,701,754
	3 利子割交付金	2,198,564
	4 地方消費税交付金	6,184,376
	5 ゴルフ場利用税交付金	202,295
	6 特別地方消費税交付金	58,074
	7 自動車取得税交付金	1,416,947
	8 利子割精算金	5,235
14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳 出 合 計		460,040,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 公衆衛生費	衛生環境研究所整備事業費	3,658,135	12	201,081
				13	2,827,231
				14	629,823
10 教育費	4 高等学校費	鳥取湖陵高等学校整備費	1,145,603	12	51,052
				13	219,861
				14	874,690
		八頭高等学校グラウンド整備費	623,604	12	99,837

			13	523,767
	八頭高等学校校舎整備費	1,376,763	12	59,199
			13	321,481
			14	808,882
			15	187,201
	青谷高等学校整備費	497,633	12	112,538
			13	385,095

第3表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度 額
専修学校等奨学資金貸付金	平成13年度から 平成15年度まで	17,952 <small>千円</small>
鳥取環境大学校地整備費補助	平成13年度	202,758
介護福祉士等修学資金貸付金	平成13年度	3,456
看護学生等修学資金貸付金	平成13年度から 平成15年度まで	69,180
小規模企業者等設備資金貸付事業に関する損失補償	平成12年度から 平成24年度まで	財団法人鳥取県産業振興機構が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて、小規模企業者等に貸付ける小規模企業者等設備資金220,000千円について未収債権の回収不能により生じた損失金額
小規模企業者等設備貸与事業に関する損失補償	平成12年度から 平成24年度まで	財団法人鳥取県産業振興機構が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて、小規模企業者等に貸与するための設備総額850,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額
創造的中小企業育成支援資金貸付事業に関する損失補償	平成12年度から 平成24年度まで	特定ベンチャーキャピタルが引き受ける社債総額150,000千円に対して、財団法人鳥取県産業振興機構が保証債務を履行したことにより受けた損失のうち、損失補償契約に定める金額
新産業創造支援資金貸付事業に関する損失補償	平成12年度から 平成26年度まで	新産業創造支援資金500,000千円について、鳥取県信用保証協会が保証債務を履行したことにより受けた損失に対し、財団法人鳥取県産業振興機構がその2分の1以内の金額を限度として損失補償した金額
財団法人鳥取県農業開発公社借入金損失補償	平成12年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本556,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかった元利金

		合計額（遅延損害金を含む。）に相当する金額
元気な農業者支援特別融資事業利子補給補助	平成13年度から平成19年度まで	78,614
農業近代化資金等利子補給	平成13年度から平成37年度まで	310,969
やる気農業バックアップ資金利子補給	平成13年度から平成27年度まで	990
農業経営基盤強化資金利子補助	平成13年度から平成37年度まで	33,088
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成13年度から平成27年度まで	44,200
自作農維持資金利子補助	平成13年度から平成32年度まで	1,807
中山間地域経営改善・安定資金利子補給	平成13年度から平成19年度まで	1,152
果樹災害対策利子補給補助	平成13年度	1,203
預託用肥育素牛導入資金利子補給	平成13年度から平成14年度まで	9,041
県営畑地帯総合整備事業中山地区(馬籠橋)下部工工事	平成13年度	18,760
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入2期地区(6号橋)上部工工事	平成13年度	239,000
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入3期地区(9号橋)下部工その2工事	平成13年度	340,000
広域営農団地農道整備事業東伯中央地区(赤松橋)上部工工事	平成13年度	241,000
ふるさと農道緊急整備事業第2南大山地区(1号橋)上部工工事	平成13年度	210,000
担い手育成支援事業補助	平成13年度から平成27年度まで	15,643
森林整備活性化利子補給事業補助	平成13年度から平成41年度まで	107,865
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	平成12年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本678,795千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかった元利合計額（損失補償契約に定める遅延損害金を含む。）に相当する金額
漁業近代化資金利子補給	平成13年度から平成28年度まで	135,815
漁業経営維持安定資金利子補給	平成13年度から平成22年度まで	8,099
漁業経営再建資金利子補給	平成13年度から平成22年度まで	522
漁業経営安定資金利子補給	平成13年度から平成17年度まで	3,160
資源管理型漁業経営安定資金利子補給	平成13年度から平成24年度まで	8,918
日本海沿岸漁業等経営安定資金利子補給	平成13年度から平成19年度まで	70,989
一般国道313号道路改良工事(5号橋)	平成13年度	200,000
一般国道183号道路改良工事(生山トンネル)	平成13年度から平成14年度まで	1,420,000
一般国道53号との交差に伴う一般国道482号の建設工事に係る建設省負担金	平成13年度	100,000

一般県道俵原青谷線道路改良工事（高架橋上部工）	平成13年度	240,000
一般県道陸上岩井線道路改良工事（田河内トンネル）	平成13年度から平成14年度まで	1,500,000
主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事（三朝トンネル）	平成13年度から平成15年度まで	2,900,000
鳥取都市計画道路宮下十六本松線（5工区）街路事業用地購入	平成13年度から平成16年度まで	980,000
米子境港都市計画道路米子中央線街路事業用地購入	平成13年度から平成16年度まで	80,000
朝 鍋 ダ ム 本 体 建 設 工 事	平成13年度から平成16年度まで	4,070,000
公 営 住 宅 建 設 事 業 費	平成13年度	843,978
優良木造住宅助成事業費	平成13年度から平成17年度まで	9,900
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業利子補給	平成13年度から平成17年度まで	15,930
優良分譲住宅購入資金利子補給	平成13年度から平成18年度まで	38,738
特定優良賃貸住宅供給促進事業利子補給	平成13年度から平成16年度まで	23,436
育 英 奨 学 生 貸 付 金	平成13年度から平成19年度まで	157,752
進 学 奨 励 資 金 貸 付 金	平成13年度から平成16年度まで	226,092

第4表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
財 産 管 理 費	190,000	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えることができるものとする。
計 画 調 査 費	3,693,000	同 上	同上	同 上
防 災 総 務 費	42,000	同 上	同上	同 上
社 会 福 祉 総 務 費	1,264,000	同 上	同上	同 上
老 人 福 祉 施 設 費	152,000	同 上	同上	同 上
児 童 福 祉 総 務 費	74,000	同 上	同上	同 上
農 作 物 対 策 費	1,479,000	同 上	同上	同 上
土 地 改 良 費	4,133,000	同 上	同上	同 上
農 地 防 災 事 業 費	134,000	同 上	同上	同 上
林 道 費	2,741,000	同 上	同上	同 上

治 山 費	1,314,000	同 上	同上	同 上
漁 港 建 設 費	1,299,000	同 上	同上	同 上
沿 岸 漁 場 整 備 開 発 費	541,000	同 上	同上	同 上
金 融 対 策 費	2,700,000	同 上	同上	同 上
中 小 企 業 振 興 費	109,000	同 上	同上	同 上
道 路 橋 り よ う 総 務 費	572,000	同 上	同上	同 上
道 路 維 持 費	1,258,000	同 上	同上	同 上
道 路 新 設 改 良 費	10,847,000	同 上	同上	同 上
橋 り よ う 維 持 費	711,000	同 上	同上	同 上
橋 り よ う 新 設 改 良 費	1,335,000	同 上	同上	同 上
河 川 総 務 費	226,000	同 上	同上	同 上
河 川 改 良 費	2,757,000	同 上	同上	同 上
砂 防 費	4,211,000	同 上	同上	同 上
海 岸 保 全 費	232,000	同 上	同上	同 上
港 湾 建 設 費	508,000	同 上	同上	同 上
街 路 事 業 費	2,213,000	同 上	同上	同 上
公 園 費	447,000	同 上	同上	同 上
下 水 道 費	46,000	同 上	同上	同 上
高等学校施設設備整備費	727,000	同 上	同上	同 上
文 化 財 保 護 費	99,000	同 上	同上	同 上
体 育 施 設 費	805,000	同 上	同上	同 上
林 道 施 設 災 害 復 旧 費	29,000	同 上	同上	同 上
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	106,000	同 上	同上	同 上
治 山 施 設 等 災 害 関 連 事 業 費	195,000	同 上	同上	同 上
漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	84,000	同 上	同上	同 上
建 設 災 害 復 旧 費	844,000	同 上	同上	同 上
港 湾 災 害 復 旧 費	58,000	同 上	同上	同 上
空 港 災 害 復 旧 費	11,000	同 上	同上	同 上
直 轄 道 路 事 業 費	4,157,000	同 上	同上	同 上
直 轄 河 川 事 業 費	745,000	同 上	同上	同 上

直轄海岸保全事業費	110,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	206,000	同	上	同上	同	上
直轄ダム事業費	436,000	同	上	同上	同	上
直轄港湾事業費	187,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	197,000	同	上	同上	同	上
平成12年度県民税等 減税補てん償	340,000	同	上	同上	同	上
計	54,564,000					

平成12年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,179,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		1,151,386 ^{千円}
	1 用 品 調 達 事 業 収 入	651,505
	2 自 動 車 管 理 事 業 収 入	21,280
	3 集 中 管 理 事 業 収 入	478,601
2 繰 越 金		27,851
	1 繰 越 金	27,851
歳 入 合 計		1,179,237

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		1,169,991 ^{千円}
	1 用 品 調 達 事 業 費	654,981
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	36,409
	3 集 中 管 理 事 業 費	478,601
2 諸 支 出 金		9,246
	1 繰 出 金	9,246
歳 出 合 計		1,179,237

平成12年度鳥取県収入証紙特別会計予算

平成12年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,951,755千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,889,249 ^{千円}
	1 証 紙 収 入	3,889,249
2 繰 越 金		62,506
	1 繰 越 金	62,506
歳 入 合 計		3,951,755

歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		3,950,755 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,950,755
2 諸 支 出 金		1,000
	1 償 還 金	1,000
歳 出 合 計		3,951,755

平成12年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,725千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		4,576 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,576
2 繰 越 金		45,077
	1 繰 越 金	45,077
3 諸 収 入		106,072
	1 県 預 金 利 子	712
	2 貸 付 金 元 利 収 入	104,729
	3 雑 入	631
歳 入 合 計		155,725

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		155,725 ^{千円}
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	155,725
歳 出 合 計		155,725

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成13年度から 平成16年度まで	139,029 ^{千円}

平成12年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,103,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		508,434 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	508,434
2 繰 越 金		408,906
	1 繰 越 金	408,906
3 諸 収 入		1,594,857
	1 県 預 金 利 子	469
	2 貸 付 金 元 利 収 入	1,594,388
4 県 債		591,300
	1 県 債	591,300
歳 入 合 計		3,103,497

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		3,103,497 ^{千円}
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	3,103,497
歳 出 合 計		3,103,497

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金貸付金	591,300 ^{千円}	中小企業総合事業団の定める方法による。	4.1% 以内	中小企業総合事業団業務方法書に基づく都道府県に対する資金貸付準則第5条に定める方法による。
計	591,300			

平成12年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		22,922
	1 国 庫 貸 付 金	22,922
2 繰 入 金		19,412
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,412
3 繰 越 金		36,946
	1 繰 越 金	36,946
4 諸 収 入		148,195
	1 貸 付 金 元 利 収 入	148,190
	2 県 預 金 利 子	3
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		227,475

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		227,475
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	227,475
歳 出 合 計		227,475

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
農 業 改 良 資 金 貸 付 金	3,782	政府の定める方法による。	無利子	農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第20条第2項に定める方法による。
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	19,140	同 上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第18条第3項に定める方法による。
計	22,922			

平成12年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,119千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,119 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,119
2 繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
歳 入 合 計		102,119

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		102,119 ^{千円}
	1 林業改善資金貸付事業費	102,119
歳 出 合 計		102,119

平成12年度鳥取県県営林事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ399,259千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		18,564 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	18,564
2 財 産 収 入		4,482
	1 財 産 売 払 収 入	4,282
	2 財 産 運 用 収 入	200

3 繰 入 金		285,708
	1 一 般 会 計 繰 入 金	285,708
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		46,504
	1 受 託 事 業 収 入	103
	2 雑 入	46,401
6 県 債		44,000
	1 県 債	44,000
歳 入 合 計		399,259

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		264,389 ^{千円}
	1 職 員 費	120,787
	2 保 育 事 業 費	117,021
	3 処 分 事 業 費	2,684
	4 管 理 事 業 費	23,897
2 公 債 費		134,870
	1 公 債 費	134,870
歳 出 合 計		399,259

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 林 事 業 費	44,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から35年すえ置き、その後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	44,000			

平成12年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ409,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		207,828
	1 使用料	207,828
2 国庫支出金		25,693
	1 国庫補助金	25,693
3 繰入金		104,600
	1 一般会計繰入金	104,600
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		26,783
	1 雑収入	26,783
6 県債		45,000
	1 県債	45,000
歳 入 合 計		409,905

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		297,834
	1 事業費	297,834
2 公債費		112,071
	1 公債費	112,071
歳 出 合 計		409,905

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
魚 市 場 事 業 費	45,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	45,000			

平成12年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,550 ^{千円}
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,550
2 繰 越 金		84,685
	1 繰 越 金	84,685
3 諸 収 入		15,317
	1 貸 付 金 元 利 収 入	15,315
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		101,552

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		101,552 ^{千円}
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,552
歳 出 合 計		101,552

平成12年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,444,998千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		718,521 ^{千円}
	1 負 担 金	718,521
2 使 用 料 及 び 手 数 料		36
	1 使 用 料	36
3 国 庫 支 出 金		268,400
	1 国 庫 補 助 金	268,400
4 繰 入 金		343,405
	1 一 般 会 計 繰 入 金	343,405
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		27,635
	1 雑 入	27,635
7 県 債		87,000
	1 県 債	87,000
歳 入 合 計		1,444,998

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		1,150,597 ^{千円}
	1 流域下水道建設事業費	540,407
	2 流域下水道管理事業費	610,190
2 公 債 費		294,401
	1 公 債 費	294,401
歳 出 合 計		1,444,998

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天神川流域下水道事業汚泥脱水設備増設工事	平成13年度	180,000 ^{千円}

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
天神川流域下水道事業費	87,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	87,000			

平成12年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成12年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ826,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		25,465 ^{千円}
	1 使 用 料	25,465
2 財 産 収 入		781,024

	1 財 産 運 用 収 入	20
	2 財 産 売 払 収 入	781,004
3 繰 入 金		20,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		826,491

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		826,491
	1 事 業 費	826,491
歳 出 合 計		826,491

平成12年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算

平成12年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ113,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		86,753
	1 財 産 売 払 収 入	86,753
2 繰 越 金		27,165
	1 繰 越 金	27,165
3 諸 収 入		32
	1 雑 入	32
歳 入 合 計		113,950

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校農業実習費		101,178 ^{千円}
	1 県立学校農業実習費	101,178
2 予 備 費		12,772
	1 予 備 費	12,772
歳 出 合 計		113,950

平成12年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

平成12年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		4,200 ^{千円}
	1 国 庫 委 託 金	4,200
2 財 産 収 入		4,238
	1 財 産 売 払 収 入	4,238
3 繰 入 金		317,113
	1 一 般 会 計 繰 入 金	317,113
4 諸 収 入		2,919
	1 雑 入	2,919
歳 入 合 計		328,470

歳 出

款	項	金 額
1 県立学校水産実習船実習費		328,470 ^{千円}
	1 県立学校水産実習船実習費	328,470
歳 出 合 計		328,470

平成12年度中海地区新産業都市建設協議会特別会計予算

平成12年度鳥取県の中海地区新産業都市建設協議会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,630千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,315 ^{千円}
	1 負 担 金	1,315
2 繰 入 金		1,315
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,315
歳 入 合 計		2,630

歳 出

款	項	金 額
1 中海地区新産業都市建設協議会費		2,630 ^{千円}
	1 中海地区新産業都市建設協議会費	2,630
歳 出 合 計		2,630

平成12年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成12年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 163,757,000kWh
- (2) 袋川発電所調査費 26,922千円
- (3) 若桜発電所調査費 5,263千円
- (4) 河原発電所調査費 561千円
- (5) 新規地点調査費 2,394千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	2,340,629千円
第1項 営業収益	2,338,543千円
第2項 営業外収益	2,086千円

支 出

第1款 電気事業費	2,259,168千円
第1項 営業費用	1,596,614千円
第2項 営業外費用	662,554千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額667,964千円は過年度分損益勘定留保資金662,832千円及び当年度分消費税資本的収支調整額5,132千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	667,964千円
第1項 建設改良費	107,829千円
第2項 企業債償還金	560,135千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、226,482千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 603,036千円

(2) 交 際 費 819千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成12年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 25,100,000立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金75,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	654,643千円
第1項 営 業 収 益	547,651千円
第2項 営 業 外 収 益	31,992千円
第3項 他会計からの長期借入金	75,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業費	776,115千円
第1項 営 業 費 用	550,448千円
第2項 営 業 外 費 用	225,667千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61,384千円は過年度分損益勘定留保資金41,646千円及び当年度分消費税資本的収支調整額19,738千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	849,723千円
第1項 企業債	609,000千円
第2項 出資金	13,184千円
第3項 建設助成金	225,100千円
第4項 建設収入	10千円
第5項 他会計からの工事負担金	2,429千円
支 出	
第1款 資本的支出	911,107千円
第1項 建設改良費	851,899千円
第2項 企業債償還金	59,208千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
工業用水道事業費に充当	609,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10 [%] 以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、388,197千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 160,383千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

平成12年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成12年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 3.5ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益	988,993千円
第1項 営業収益	983,286千円
第2項 営業外収益	707千円
第3項 他会計からの長期借入金	5,000千円

支 出

第1款 埋立事業費	1,110,367千円
第1項 営業費用	1,110,355千円
第2項 営業外費用	12千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額97,081千円は過年度分損益勘定留保資金97,081千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	97,081千円
第1項 建設改良費	97,081千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,229千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成12年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成12年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	736床
(2) 年間入院患者数	245,280人
(3) 年間外来患者数	436,345人
(4) 一日平均入院患者数	672人
(5) 一日平均外来患者数	1,781人
(6) 主要な建設改良事業	医療機器備品 488,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	14,915,923千円
第1項 医業収益	12,637,107千円
第2項 医業外収益	2,277,101千円

第3項 特別収益 1,715千円

支 出

第1款 病院事業費用 15,562,497千円

第1項 医業費用 15,130,116千円

第2項 医業外費用 417,621千円

第3項 特別損失 14,760千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額275,592千円は過年度分損益勘定留保資金275,592千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,409,808千円

第1項 出 資 金 773,920千円

第2項 他会計からの借入金 1,066,106千円

第3項 企 業 債 469,000千円

第4項 補 助 金 75,782千円

第5項 負 担 金 25,000千円

支 出

第1款 資本的支出 2,685,400千円

第1項 建設改良費 643,265千円

第2項 企業債償還金 726,697千円

第3項 他会計からの借入金償還金 1,315,438千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法
病 院 事 業 費 に 充 当	469,000 ^{千円}	証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,202,555千円

(2) 交 際 費 800千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 | 432,693千円 |
| (2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 | 66,921千円 |
| (3) 精神障害者身体合併症治療施設空床確保事業に要する経費 | 3,493千円 |
| (4) 第二種感染症病床の整備に要する経費 | 45,254千円 |
| (5) 旧伝染病隔離病舎の取得に要する経費 | 24,858千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,498,980千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)	一 式